

令和8年度働きやすい保育の環境向上事業業務委託 企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、静岡県（以下「県」という。）が行う、令和8年度働きやすい保育の環境向上事業の実施にあたり、最も優れた企画力、経験等を持つ事業者による業務委託するため、プロポーザル（企画提案方式）で実施するものである。

2 委託業務の名称

令和8年度働きやすい保育の環境向上事業業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

4 契約限度額

9,007千円（消費税及び地方消費税を含む）

内訳	魅力ある職場づくりのための巡回支援	7,432千円
	就業継続支援のための意見交換会の実施	1,575千円

5 委託業務の内容

令和8年度働きやすい保育の環境向上事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

6 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (5) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

7 委託先の選定方法

公募による企画提案方式とする。委託先の選定は、別に定める評価基準により、令和8年度働きやすい保育の環境向上事業業務委託企画提案審査委員会の委員（以下「委員」という。）が審査し、決定する。

8 応募方法等

(1) スケジュール

令和8年6月9日（火） 資料配布開始・質問書受付開始

令和8年6月12日（金） 質問書提出期限

令和8年6月19日（金） 参加表明書の提出期限

令和8年7月2日（木） 企画提案書の提出期限

令和8年7月9日（木） プロポーザル審査会 以降、選定結果の通知

(2) 質問書の受付

質問のある者は、令和8年6月9日（火）から令和8年6月12日（金）午後5時までに質問書（様式5）により電子メールで提出するものとし、その回答は令和8年6月16日（火）までに県ホームページに掲載する。

(3) 企画提案の参加申込

公募企画提案への参加を希望する者は、参加表明書（様式1）、上記6に掲げる要件を満たす誓約書（様式2）及び付属書類を令和8年6月19日（金）午後5時までに提出し、資格審査を受けなければならない。

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は辞退届（様式3）を令和8年7月2日（木）正午までに提出すること。

ア 提出方法 持参又は郵送（提出期限までに必着）による。

イ 提出先 静岡県健康福祉部こども若者局こども未来課保育・教育班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館3階

(4) 募集する企画提案の内容等

ア 基本的な考え方

(ア) 企画提案書の提出にあたっては、内容を十分に理解したうえで作成すること。

(イ) 上記5に掲げる委託業務の内容を専門的視点から精査し、必要があれば修正を加え、企画提案を行うこと。

(ウ) 関係法令等を遵守し、所要の措置を講じること。

イ 企画提案書について

(ア) 企画提案書の構成等

a 企画提案書の構成は、次の順とすること。

(a) 事業遂行の方針

(b) 運営体制・実施計画

(c) 魅力ある職場づくりのための巡回支援事業の方針、実施体制、巡回する専門家の選定・確保の見込み

(d) 就業継続支援のための意見交換会の実施事業の方針、実施体制、講師・取組事例の選定の見込み、広報活動の方針

(e) 上記のほか、業務委託実施に必要なことの提案及び社会的取組（該当がある場合に限る。）

b 企画提案書は、委託業務をどのような方針や手法で展開し、実施していくのかについて分かりやすく表現すること。

c 企画提案書は、A4サイズを基本とし、A3サイズ見開きの場合は2ページとして数え、表紙、目次、参考様式を除いて全体で30ページ以内とすること。

(イ) 提出部数等 提出部数は8部とする。

- (ウ) 留意事項等
 - a 企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
 - b 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
 - c 企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。
 - d 提出された企画提案書は返却しない。また、採用した企画提案書を除き、提案者に無断で使用することはない。
- (エ) その他
 - 企画提案書作成、提出等に伴う費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (5) 提案書の提出方法等
 - ア 提出書類
 - 企画提案書の提出書（様式4-1）、業務実績表（様式4-2）、企画提案書（任意様式）、見積書（任意様式）
 - (イ) 見積書作成上の注意
 - 提案した内容を実施するために必要な経費を、仕様書の項目ごとに示すこと。
 - (ロ) 業務実績表作成上の注意
 - 過去5年以内に受託（実施）した県や市町が実施する保育現場や幼児教育現場の業務改善に係る支援又はICT導入・活用、イベント、広報媒体の作成について、当該業務の名称、契約相手、契約金額及び概要を記載すること。
 - イ 提出方法
 - 直接持参又は郵送によること。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時の間とすること（ただし、正午から午後1時までの間は除く）。郵送の場合は、「特定記録」とし、ウの期日までに必着とする。
 - ウ 提出期限
 - 令和8年7月2日（木）午後5時まで（必着）
 - エ 提出先
 - 静岡県健康福祉部こども若者局こども未来課保育・教育班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館3階

9 審査

(1) 事前審査

企画提案者が多数となった場合は、プレゼンテーションを行う者をあらかじめ書面審査し、5者程度に選定することがある。その場合、事前審査の結果は、令和8年7月8日(水)午後5時までに電子メールにて通知する。

(2) プレゼンテーション審査

ア 実施日 令和8年7月9日（木）

イ 場 所 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁別館2階第一会議室B

※ 説明時間等はプレゼンテーションを行う者に別途通知する。

ウ その他 ・1提案当たりのプレゼンテーションの時間は40分（説明20分、質疑20分）以内とする。

・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

・プレゼンテーションは非公開で行うものとする。

・パワーポイントを用いる場合は、企画提案書提出の際に申し出ること。

(3) 評価基準

項目		基準	配点
全体	全体方針	事業の趣旨を十分に理解し、具体的で一貫性のある提案であるか。	5
	実施計画	提案は具体的かつ現実的なもので、実行可能と見込むことができるか。	5
	運営体制	各業務を適切かつ円滑に遂行できる実施計画及び人員体制となっているか。	5
企画力	魅力ある職場づくりのための巡回支援	巡回支援の対応者として必要な知識や経験、スキルを有した人材を確保できるか。	10
		保育士が保育に注力できる環境を構築するためのアプローチが提案に盛り込まれているか。	10
		「改善したい課題」が「理想的な状態」に至るまでの具体的なプロセスをイメージできるような提案となっているか。	10
		ICTを用いる目的や業務改善の効果が明確化されるような提案となっているか。	10
	就業継続支援のための意見交換会	参加者が共感し、実践する上での参考となり得る優良事例の選定がされているか。	10
		取組紹介の内容を踏まえて、参加者自らが積極的に意見交換を行うことができる構成となっているか。	10
社会的取組	社会的取組に積極的か。 (子育て支援、男女共同参画 等)	3	
計			78

10 選定結果の伝達方法等

- (1) 選定結果は、辞退者を除くすべての企画提案者に文書により通知する。
- (2) 選定結果についての疑義は受け付けない。

11 その他

- (1) 契約手続に使用する言語並びに通貨は日本語及び日本円とする。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約の締結は契約書による。
- (4) 採用した企画提案書に関する一切の権利は、静岡県に帰属する。
- (5) 本業務は、必ずしも当該企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施に当たっては、委託者と協議して実施内容を決定する。

12 問合せ先

静岡県健康福祉部 子ども若者局 子ども未来課 保育・教育班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館3階
電話：054-221-3758
FAX：054-221-3521
e-mail：kodomo-m@pref.shizuoka.lg.jp